

意見書案提出書

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成29年12月20日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	西村 くにこ
同	高橋 栄一郎
同	君嶋 ちか子
同	池田 東一郎
同	川本 学
同	山本 哲
同	京島 けいこ
同	てらさき 雄介
同	鈴木 ひでし
同	嶋村 ただし
同	小川 久仁子
同	牧島 功
同	高谷 清

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書（案）

米国、カナダ、オーストラリア、EU諸国など、先進国を中心に食品の製造工程における衛生管理システム（HACCP）が義務化されているが、我が国においては、導入が遅れている。

食品流通の国際化を目指す上で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等も見据え、我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性の更なる向上のためにHACCPによる衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めている。

農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入状況は、売上100億円以上の企業についてみると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっている。

また、食品衛生法の営業許可業種は34業種であるが、これら以外に都道府県等が条例で独自に許可業種としているものもある。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限り、直ちに規制できないなどの課題がある。

さらには、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がない。

よって国会及び政府は、食品の安全の確保を図るため、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、実現可能な食品衛生管理制度の見直しを推進し、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を「見える化」すること。
- 2 HACCPによる衛生管理の制度化に当たっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設けて取組を進めること。
- 3 すべての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを前提に、施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮した上で、営業許可制度の見直しを進めること。
- 4 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
- 5 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

警察官の更なる増員を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成29年12月20日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	河本文雄
同	長友 よしひろ
同	田村 ゆうすけ
同	川崎 修平
同	谷口 かずふみ
同	青山 圭一
同	作山 友祐
同	小野寺 慎一郎
同	杉本 透
同	梅沢 裕之
同	森 正明
同	相原 高広
同	大村 博信

警察官の更なる増員を求める意見書（案）

現在、我が国を始め国際社会は、様々な国際テロの脅威に対峙している。本年9月には英国・ロンドンで地下鉄車両内に置かれた爆発物が爆発し、30人が負傷するなど、世界各地でテロ事件が相次いでいるほか、昨年、海外において邦人がテロの被害に遭う事件も発生している。

また、本県においては今後、「ラグビーワールドカップ2019」や、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」におけるセーリング競技等多くの国際的なスポーツイベントの開催が予定されている。こうした大規模なスポーツイベントは、世界中から多数の外国要人、選手団、観客等が集まり、大きな注目を集めることから、テロの攻撃対象となることが懸念される。

本県の治安状況を鑑みると、刑法犯の認知件数等は減少傾向にあるものの、特殊詐欺事件の認知件数や被害総額は増加しているほか、平成29年度の県民ニーズ調査によると、県行政を進めていく上で、力を入れて取り組んでほしい分野として、昨年度に引き続き治安対策が第1位となっている。

一方、これらに対応する、平成29年度の警察官数は1万5,703人と東京、大阪に次ぎ、全国で3番目に多いものの、警察官一人当たりの負担人口は583人と、他の大規模都道府県と比較すると依然として高く、来るべき大規模スポーツイベント等の実施や、更なる治安対策に的確に対処するためには、警察官の更なる増員が必要不可欠である。

よって政府は、本県の置かれた実情を十分認識され、人的基盤の強化を図るため、警察官の更なる増員を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長
） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

介護保険制度の抜本的な改善を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成29年12月20日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	加藤なを子
同	藤井克彦
同	大山奈々子

介護保険制度の抜本的な改善を求める意見書（案）

2015年に施行された改正介護保険法により、「要支援1」及び「要支援2」の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、市町村で行う地域支援事業に移行した。

さらに、引き続き検討事項として、「要介護1」及び「要介護2」の在宅サービスを地域支援事業へ移行させることについて、2019年度末までに結論を出すとしていることは重大である。

これまで「要支援1」及び「要支援2」の約176万人が、在宅サービスを保険給付から外され、さらに「要介護1」及び「要介護2」の約240万人も、在宅サービスを保険給付から外すとなれば、要支援・要介護と認定されている人の実に約65%が保険給付の枠外に置かれてしまうことになる。

高い保険料を払ったにもかかわらず、要支援・要介護と認定されても、介護サービスが受けられない事態は、社会保障である介護保険では、あってはならないことである。

また、2006年から2015年の10年間で、「介護離職」は約84万人に上っている。政府は「介護離職ゼロ」を掲げているが、6割以上の人を保険給付から外すのであれば、「介護離職ゼロ」どころか、さらに「介護離職」を増加させることは避けられないところである。

介護保険法の目的には、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」と明記されている。そのためには、介護保険制度の改悪を中止し、抜本的な改善を実施すべきである。

よって国会及び政府は、特別養護老人ホームの抜本的な増設、利用料・保険料の減免制度の充実、介護サービス除外の拡大の中止と保険給付の拡大、介護報酬の増額と介護労働者の処遇改善など、介護保険制度の抜本的な改善策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

道路整備に必要な予算確保を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

平成29年12月20日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	嶋村 ただし
同	国松 誠
同	守屋てるひこ
同	山本 哲
同	川崎 修平
同	田村ゆうすけ
同	田中 信次
同	川本 学
同	原 聡祐
同	あらい 絹世
同	八木 大二郎
同	長田 進治
同	いそもと桂太郎

道路整備に必要な予算確保を求める意見書（案）

道路は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における県民の安全・安心の確保にも寄与する重要な社会基盤である。

本県では、首都圏中央連絡自動車道の整備等により、広域的な移動性の向上や渋滞の改善が図られ、企業活動の活性化や観光振興等の大きな効果をもたらしている。

しかしながら、新東名高速道路など、つながるべき道路がつながっていないため、道路ネットワーク全体としての機能が十分に発揮されていないことから、より一層の生産性の向上や観光振興による経済の好循環を図っていくためには、引き続き、自動車専用道路をはじめとした道路整備を推進していく必要がある。

とりわけ、自動車専用道路を補完する道路整備であるインターチェンジ接続道路に限らず、地域の交流・連携を支える道路についても、十分な予算措置を講ずることが不可欠であるが、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による国庫補助率のかさ上げ措置は、本年度末までの時限措置となっており、このままでは、平成30年度以降は地方の負担が増加し、本県の道路整備に大きな支障となると危惧している。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 道路整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な公共事業費総額を持続的に確保することにより、十分な道路関係予算を安定かつ持続的に確保すること。
- 2 道路財特法の補助率のかさ上げ措置を平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
財	務		大	臣			
国	土	交	通	大	臣		

神奈川県議会議長